

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

① 地域の自然災害リスク

【洪水：足利市洪水・土砂災害ハザードマップ】

足利市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和3年6月発行)によると市内を流れる渡良瀬川、矢場川、旗川、袋川、松田川等が氾濫した際は、足利商工会議所管内で最大5m～10m未満の浸水被害が想定され、多大な被害が発生する恐れがある。

【土砂災害：足利市洪水・土砂災害ハザードマップ】

足利市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和3年6月発行)によると、土砂災害の危険性の高い場所は、名草地区、北郷地区の中山間地をはじめ、足利商工会議所管内においても数多く存在する。

【地震：地震ハザードステーション(J-SHIS)】

地震ハザードステーション(J-SHIS)の地震ハザードカルテ2020年版によると、今後30年間で、当地域で発生する地震の確率を、震度5弱が93.8%、震度5強が49.3%、震度6弱が9.0%と予測している。

また、地震ハザードステーションの防災地図によると、足利市が、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%以上の確率で発生すると言われている。

【その他：令和元年東日本台風 足利市の記録】

足利市を流れる河川では、かつてないほどの水位上昇を記録し、市内の中小河川で複数ヵ所からの溢水、越水による被害が発生し、床上・床下等の住家被災のほか、自動車の水没、農地の冠水、農業用施設の被害、工場をはじめとした商工業施設の冠水、道路や河川その他の公共施設の損傷等、被害総額88億円を超える被害をもたらした。これまで当市を襲った自然災害としては、昭和22年カスリーン台風以来となる甚大な被害であった。

② 感染症のリスク

感染症が流行した場合、以下のようなリスクが想定される。

- 人・モノの移動が滞ることで、生産活動や物流が停滞し、物資の不足が生じる。
- 移動の制限や物資の不足に伴ってサプライチェーンが寸断され、需要の停滞と並行して生産活動が低迷する。
- 対面サービスや耐久財などの需要が急減し、輸出・生産が大幅に減少する。それに伴い、需要と供給が低迷する。
- 従業員や取引先の人々の健康が害されるリスクがあるほか、出社や働き方が制限されることで業務に支障が生じる。

### ③ 商工業者の状況

- ・商工業者数／6,237 事業所
- ・小規模事業者数／5,050 事業所

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	620	606	
製造業	1,135	984	
卸売業・小売業	1,625	1,130	
宿泊飲食サービス業	774	579	
その他	2,083	1,751	不動産、金融、運輸等
合計	6,237	5,050	

(平成 28 年経済センサス活動調査)

### ④ これまでの取り組み

#### 1) 足利市の取り組み

- ・足利市地域防災計画、足利市国土強靱化地域計画の策定
- ・足利市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・足利市洪水・土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成
- ・各種訓練の実施

#### 2) 足利商工会議所の取り組み

- ・令和元年東日本台風に伴う栃木県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業において復興支援グループを形成し被災事業所の復興を支援
- ・緊急相談窓口を通じ、地域商工業者へ情報の提供
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

### (2) 課題

- ・県内は、地震・風水害など大規模な自然災害が比較的少ない地域と言われているため、事前対策を行わない事業者も少なくない状況である。しかし令和元年東日本台風では甚大な被害を受けたことから、事前対策の必要性を認識することが重要である。
- ・緊急時の具体的な体制や役割分担を職員間で十分に共有できていないことから、常に指導的役割を果たす職員の育成が重要である。

### (3) 目標

- ・災害等発生した場合には、地域内の会員非会員を問わず商工業の被害状況を迅速に把握するとともに、足利市、関係機関と情報共有することで災害時における防災体制の強化を図る。
- ・災害等発生時に速やかに支援ができるように、組織内における体制づくり、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。
- ・地域の事業者を対象に災害等対策に関するセミナーや相談会を開催。足利市が提供するハザードマップを活用し、事業活動に影響を与える災害リスクなどについて認識を高める。

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）**

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

**① 事前の対策**

**1) 管内事業者に対する事業継続リスクの周知**

- ・巡回経営指導時や窓口相談業務において、ハザードマップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ・当所の会報誌「友愛ニュース」をはじめホームページ、メールマガジン、facebookなどにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、セミナーなどの周知を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援**

- ・管内事業者に対して、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・事業者BCP策定の際には、栃木県BCP策定支援プロジェクト事業などを活用し個社支援に取り組む。

**3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成**

- ・令和5年度より事業継続計画（BCP）を作成し実行していく。（別添参照）

**4) 関係団体等との連携**

- ・両毛5市商工会議所（足利・佐野・太田・館林・桐生）のネットワーク会議において、事業継続計画策定に関する情報交換や研修会を開催する。
- ・栃木県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険と連携し、BCP策定の普及啓発セミナーや個別相談会を開催する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

**5) フォローアップ**

- ・管内事業者の事業者BCPなどへの取組状況を確認する
- ・令和元年東日本台風の被災事業所で構成する栃木県グループ補助金に参画する事業所を中心にBCP策定の取組状況を把握し、専門的な支援が必要な場合は、公的専門家派遣制度や専門機関と連携し支援を行う。

**6) 訓練の実施**

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、足利市との連絡ルートの確認などを行う（訓練は必要に応じて実施する）

**② リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制**

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。

栃木県  
商工会議所連合会

報告 ↑

足利商工会議所

会頭・副会頭

対応協議 ↓↑

専務理事

指示 ↓      ↑ 報告

事務局長

指示 ↓      ↑ 報告

法定経営指導員

指示 ↓      ↑ 報告

職員を4班体制に分ける

会議所機能回復班

被害状況調査班

緊急相談窓口設置班

不動産管理班

連絡  
調整 ↓↑

足利市産業観光部商業にぎわい課

報告 ↓

栃木県

報告 ↓

経済産業局等

### ③ リスク発生時の対応

#### I. 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、人命安全確保を最優先とし以下の手順で対応する。尚、大規模災害発生の日安は以下の通り

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合
- ・その他：事象にかかわらず、ある事象が発生し、人命にかかわるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急事態と判断した場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・事務局長（又はその代行者）が安否確認を実施し、確認結果の取りまとめを行うとともに、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握を行う。
- ・事務局長（又はその代行者）は、足利市へ被害状況を報告するとともに足利市が把握する被害状況を共有する。

#### 2) 管内事業所の被害状況の確認

- ・足利市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。また、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により会員事業所の被害状況を確認する。

#### 3) 被害情報の共有

- ・足利市と当所は、以下の間隔で被害情報などを共有する。尚、情報共有は、本計画の申請ガイドライン栃木県版で示された実態調査票（様式1）または任意様式を用いて行う。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に2回共有する
1か月以降	1週間に1回共有する

#### 4) 被害情報の報告

- ・足利市と当所とで情報を共有した上で、足利市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所においては栃木県商工会議所連合会（以下「県連合会」）が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお報告は3）と同様の様式で行う。

#### II. 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。尚、国際的に脅威となる感染症流行の日安は、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

#### 1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいなどの徹底を行う。
- ・足利市で取りまとめた「足利市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務やテレワークを導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

- ・感染症流行時は、当会議所による感染症対策を行う。

## 2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策などについて事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

## 3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・足利市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話、アンケート調査などにより管内事業者の被害状況を確認する。

## 4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、足利市と当所とで情報を共有した上で、足利市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

## ④ 被害事業者に対する支援

### 1) 応急対策等の支援

- ・相談窓口の開設方法については、必要に応じて足利市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・栃木県・足利市などの施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

### 2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、足利市などの施策）を周知する。
- ・災害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを栃木県・県連合会などに相談する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

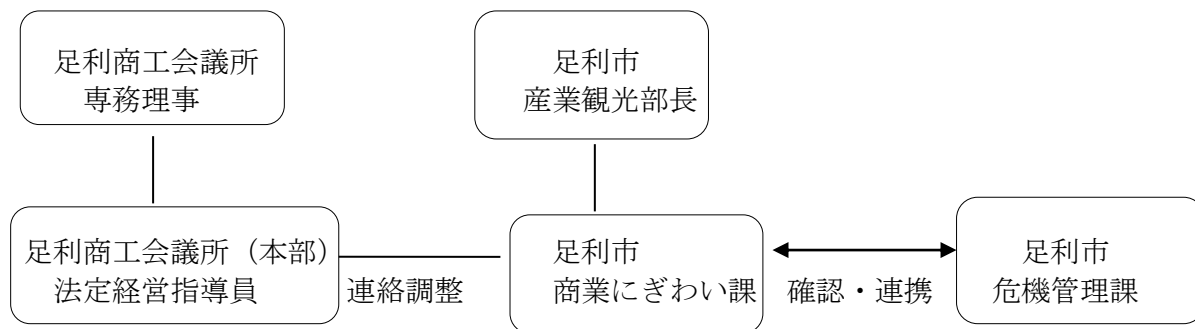
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

( 令和 4 年 9 月 現在 )

**( 1 ) 実施体制 ( 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制 / 経営指導員の関与体制等 )**



**( 2 ) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 柏崎晃一 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

**( 3 ) 商工会 / 商工会議所、関係市町村連絡先**

① 商工会 / 商工会議所

足利商工会議所

〒326-8502 栃木県足利市通3丁目2757

電話 0284-21-1354 / fax 0284-21-6294

e-mail [acci@watv.ne.jp](mailto:acci@watv.ne.jp)

② 関係市町村

足利市役所 産業観光部 商業にぎわい課

〒326-8601 栃木県足利市本城3丁目2145

電話 0284-20-2159 / fax 0284-20-2155

e-mail [shougyou@city.ashikaga.lg.jp](mailto:shougyou@city.ashikaga.lg.jp)

**( 4 ) 被害情報報告先**

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

電話 028-623-3173 / fax 028-623-3340

e-mail [shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp](mailto:shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp)

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号

電話 028-637-3725 / fax 028-632-9092

e-mail [info@ftcci.or.jp](mailto:info@ftcci.or.jp)

※その他

- ・上記内容に変更が生じる場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 広報費	50	50	50	50	50
・ その他経費	50	50	50	50	50

調達方法

会費収入、足利市補助金、栃木県補助金、事業収入 等